

上三川ごぼれ話 第31話 「学制のはじまり」

新年度がはじまりました。新年度といえば、入学式や新学期といった学校に関することを思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。現在の学校の姿は、明治5（1872）年に制定された学制からはじまりました。

学制とは、貧富や身分に関係なくすべての国民が教育を受けることを目的とし、識字率向上や人材育成を進めた教育制度のことです。兵制・税制と並ぶ、明治政府の三大改革のひとつでした。

全国を八大学区に分け、その中を中学区に、さらにそれを小学区に分ける学区制を採用しました。これは、全国に細かく学校を配置することで、住んでいる地域の近くの学校へ通えるようにしていたフランスの制度を参考にしています。

栃木県（当時は栃木県と宇都宮県にわかれていた）は、近隣の1府13県とともに第二大学区に属し、宇都宮県管下の河内郡と芳賀郡は四一番中学区に分けられ、179区の小学区に82校の小学校を設立する計画が立てられました。明治6（1873）年から明治8（1875）年までに創立された本町に關係する小学校は10校あり、その内の上三川舎、日省舎、多功舎は順に、上三川小学校、明治小学校、明治南小学校と名称を変えて現在も存続しています。

その後、県の合併や郡の再編制、財政上の理由などにより、学区や制度自体の改正を重ね現在にも通じる教育制度の基盤が築かれました。



▼問い合わせ先 生涯学習課 文化係 ☎0285(56)3510

消費生活センターにご相談ください 消費豆知識 141

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意

事例1

契約している電力会社に委託されたという業者から「分電盤の点検をする」と電話があった。昨日来訪してきて、点検後に「これは古いのですぐに交換しなければ漏電して火事になる」と言われた。信用して約23万円の交換工事を契約したが、念のため、契約している電力会社に確認したところ「当社とは関係ない」と言われた。

事例2

「ブレーカーの無料点検に行く」と電話があり来訪を承諾した。業者が点検した後、「漏電などで火事になるかもしれない。漏電で火災になった場合には火災保険が下りない」と言われた。火事になったら大変だと思い、ブレーカーの交換工事を16万円で契約した。家族に話すと、高額で悪質な業者ではないかと言われた。工事内容も安全なのか心配だ。

●電話等で点検を持ち掛け、過度に不安をあおられたり、契約を急がされても安易に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しよう。法定点検の場合には調査員証の携帯が義務付けられているので、必ず調査員証の提示を求めよう。

●点検後、分電盤やブレーカーの交換が必要と言われても、その場ですぐに契約しないようにしよう。交換を検討する場合は複数業者から見積りを取り、機能や価格を十分確認したうえで契約しよう。

- 漏電が原因の火事は火災保険が下りないとウソの説明をする例もみられますが、補償内容は保険会社によって異なります。詳細は契約している保険会社または代理店に確認が必要です。
- 4年に1回の法定点検は無料であり、登録調査機関の調査員が点検します。法定点検後に工事の契約を持ち掛けることはありません。なお、点検時に住人が不在の場合や屋内の点検を断ってしまったと、屋内にある分電盤の点検は行われず、屋外のみ点検になってしまうので注意が必要です。
- すでに長期間使用しており、経年劣化が心配な場合には、電力会社（般送配電事業者等、地域の電気工事事業工業組合等）に相談しましょう。

▼相談日時 月々金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階） 地域生活課内

▼相談専用電話 ☎0285(56)91533

まずは、お電話を。消費者ホットライン1188でもつながります。

